笠　浩史
林　久美子
文部科学大臣政務官に任命する（各通）
岡本　充功
小林　正夫
厚生労働大臣政務官に任命する（各通）
田名部匡代
松木　謙公
（松木けんこう）
農林水産大臣政務官に任命する（各通）
田嶋　要
中山　義活
経済産業大臣政務官に任命する（各通）
市村浩一郎
小泉　俊明
国土交通大臣政務官に任命する（各通）
樋高　剛
環境大臣政務官に任命する
松本　大輔
広田　一
防衛大臣政務官に任命する（各通）
内閣府大臣政務官
泉　健太
田村　謙治
津村　啓介
小川　淳也
階　猛
長谷川憲正
中村　哲治
吉良　州司
本多智奈美
（西村智奈美）
大串　博志
古本伸一郎
後藤　斎
高井　美穂
山井　和則
足立　信也
佐々木隆博
舟山　康江
近藤　洋介
高橋　千秋
長安　豊
藤本　祐司
大谷　信雪
（大谷　信盛）
楠田　大蔵
長島　昭久
願に依り本官を免ずる（各通）
加藤　公一
内閣総理大臣補佐官に任命する
内閣総理大臣補佐官
国家戦略を担当させる
寺田　学
行政刷新及び広報を担当させる
同
寺田　学
国家戦略の担当を解く（以上九月二十一日）

法　務　省

○定年退官
大垣区検察庁副検事増田邦雄は、検察庁法第二十二条の規定により九月十九日限り定年退官

皇室事項

認証官任命式

九月十七日午後五時十五分、宮中において、国務大臣片山善博、同柳田稔、同高木義明、同細川律夫、同鹿野道彦、同大畠章宏、同馬淵澄夫、同松本龍、同岡崎トミ子及び同海江田万里の認証官任命式が行われた。

九月二十一日午前十一時四十分、宮中において、内閣府副大臣東祥三、同末松義規、同平野達男、総務副大臣鈴木克昌、同平岡秀夫、法務副大臣小川敏夫、外務副大臣伴野豊、同松本剛明、財務副大臣五十嵐文彦、同櫻井充、文部科学副大臣笹木竜三、厚生労働副大臣小宮山洋子、同藤村修、農林水産副大臣筒井信隆、経済産業副大臣泄田元久、国土交通副大臣二井辨雄、同泄口修次、環境副大臣近藤昭一及び防衛副大臣安住淳の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、九月二十二日ヤリ国の独立記念日につき、同月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月24日

宮城労働局長　小山　浩一

第４号中「１時間662円」を「１時間674円」に改める。

福島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月24日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間644円」を「１時間657円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月24日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間728円」を「１時間744円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月24日

東京労働局長　東　明洋

第４号中「１時間791円」を「１時間821円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月24日

愛知労働局長　熊谷　毅

第４号中「１時間732円」を「１時間745円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成７年奈良労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月24日

奈良労働局長　丸山　弘孝

第４号中「１時間679円」を「１時間691円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月24日

島根労働局長　伊藤　敏明

第４号中「１時間630円」を「１時間642円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大分県最低賃金（昭和55年大分労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月24日

大分労働局長　小澤　龍二

第４号中「１時間631円」を「１時間643円」に改める。

国家試験

第６回紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の３第１項及び第13条の４の規定に基づき、第６回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

平成22年９月24日

厚生労働大臣　細川　律夫